

質問回答

201 年 9 月 12 日

「案件名:ギニア保健セクター(ポスト・エボラ保健分野支援)情報収集・確認調査 」

(公示日:2016 年 8 月 31 日/公示番号:162620)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>P15 第 2、II 特記仕様書 3. 調査実施上の留意事項 (1) 調査・分析項目 ④</p> <p>パイロット事業で購入する医療資機材</p>	<p>(1)パイロット事業のためにコンサルタントが購入する医療資機材のリスト作成、注文、搬入はコンサルタントするのか？</p> <p>(2)第1次調査期間中のパイロット事業計画策定後(12月)から1月実施のパイロット事業開始までに間に合わせるのに十分な期間が設けられているか？とりわけ、医療資機材をギニア国外から輸入する場合には輸入手続き等にかかる期間は折り込まれているか？</p>	<p>(1)ご理解の通りです。コンサルタントが医療資機材のリスト作成、注文、搬入を行います。なお、実施前にパイロット事業案をコンサルタントにて検討の上、先方政府、及び JICA と相談の上決定します。</p> <p>(2)医療資機材の購入にあたっては、調達期間も勘案したうえで、医療資機材リストを作成、提案していただきます。</p> <p>なお、想定される医療資機材は、消耗品等であり、主にギニア国内で調達可能なため、十分な期間は確保できていると考えます。</p>
2	<p>P15 同 3. 調査実施上の留意事項 (1) 調査・分析項目 ④</p> <p>P38 第 4 経費積算にかかる留意点 2 (3) 定額で計上する経費</p>	<p>P15 には、5S のパイロット事業に関しては、セネガル保健省関係者が主体と記載がありますが、これらセネガル保健省関係者のギニアへの渡航旅費、日当、宿泊は P38 に記載の 5S-KAIZEN-TQM パイロット事業費 650 万円(定額上限)に含まれますか？セネガル保健省関係者の上記費用は定額上限 650 万円に含まれない場合、見積もりの中に計上する必要がありますか？また、想定されるセネガル保健省関係者</p>	<p>ご理解の通り、セネガル保健省関係者の費用は定額上限に含まれるため見積もりに含める必要はありません。</p> <p>また、想定されるセネガル保健省関係者は 3 名程度です。</p>

		は何名でしょうか？	
3	<p>P16 同</p> <p>4. 調査の内容</p> <p>(2) JICA 職員等の現地調査への参加</p>	<p>P. 16では調査の重要ポイントでJICAセネガル事務所、及びセネガル保健省アドバイザーの同行が予定されていると記載されておりますが、第一次調査、第二次調査両方の調査開始・終了時のご同行を検討されておりますでしょうか。</p> <p>また、同行期間はどの程度を想定されておりますでしょうか。</p> <p>加えて、作業効率等を考慮し、総括/保健医療計画、医療施設/機材、感染症対策強化が別行動をする場合、JICAセネガル事務所、及びセネガル保健省アドバイザーは総括と同行されることを念頭に置かれておりますでしょうか。</p>	<p>それぞれ以下のとおりを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セネガル事務所の同行; 第一次開始時(同行期間; 3 日程度)、第二次終了時(同行期間; 3 日程度)必須。 ・セネガル保健省アドバイザーの同行; 状況に応じて適宜。 <p>第一次開始時は、主に表敬を考えていますので、全団員がそろっていることを前提にしています。2 日目以降は、調査スケジュール、面会者に鑑み、同行する団員を適宜調整します。</p> <p>第二次終了時においても、第一次開始時と同様です。最終の調査結果報告は、渡航中の全団員が必須と考えています。</p>
4	<p>P18 同</p> <p>4. 調査の内容</p> <p>②第 2 次現地調査 ii) パイロット事業の実施</p>	<p>(1) 感染症対策強化 (現地再委託/特殊傭人雇用を含む)、5 S-KAIZEN-TQM (現地再委託/特殊傭人雇用を含む) での現地再委託、または特殊傭人雇用はコンサルタントがリクルートして決めるのか？</p> <p>(2) パイロット事業の講師はコンサルタントがリクルートして決めるのか？</p>	<p>(1) 両パイロット事業の特殊傭人雇用については、JICA セネガル事務所からの提案に基づき、コンサルタントがリクルートします(コンサルタントが独自にリクルートはしない)。</p> <p>(2)パイロット事業の講師は、上記、特殊傭人が実施することを想定しています。</p>

5	P19 同 5. 業務の工程	契約予定期間が2016年10月中旬から2017年3月上旬とされているが、ファイナル・レポートの提出が2月下旬となっている。第2次現地調査の帰国後整理期間（2月下旬）、ファイナル・レポート提出の期限（2月下旬）が大変短く、不十分ではないか？3月上旬にファイナルレポート提出でもいいのか？	年度内に業務を完了するために、ファイナル・レポート提出を3月8日までに、履行期間を3月15日までとして下さい。
---	-------------------	--	---

以上